

育児休業・育児休暇 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年1月1日～令和9年12月31日まで
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、
育児休暇などの制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年1月～ 法に基づく諸制度の調査
制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業、育児休暇等を取得しやすい環境作りのため、
管理職と個別に面談する機会を設ける。

<対策>

- 令和4年1月～ 従業員への育児休業・育児休暇に関する認識調査等
希望する従業員との面談